

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

国民健康保険医療費等分析に係る委託業務

2 委託期間

契約日から令和3年3月19日（金）まで

3 事業実施目的

市町村ごとの健康づくりを一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、県国民健康保険保健事業を計画的・効果的に実施することを目的として、県国民健康保険データヘルス計画策定事業を実施する。

4 業務内容

県は、県国民健康保険データヘルス計画策定事業を効果的・効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等に県国民健康保険データヘルス計画策定事業に係る事務のうち、国民健康保険医療費等分析に係る業務（以下「業務」という。）を委託する。

(1) 県から提供された令和元年度のレセプトデータ及び特定健診データを基に別記の項目について分析することとし、分析は、県単位、圏域（県の保健医療計画の二次保健医療圏をいう。以下同じ。）単位、市町村単位で行うこととする。

(2) その他

ア 業務の過程で作成される「保険者別保健指導対象者群リスト」を基に、市町村が保健指導の実施に活用しやすい形式で再構成し、市町村へ電子媒体で提供すること。

イ 分析結果は、県単位、圏域単位、市町村単位で取りまとめた上で冊子・データ媒体で県に提供することとし、併せて、次のとおり、関係機関に提供できるようにすること。

提供先	提供する成果品
各市町村	圏域単位、各市町村単位
各保健所	県単位、各圏域単位、圏域内の市町村単位

5 留意事項

(1) 業務は、疫学分野での専門性を有する大学・研究機関の助言を受けて実施すること。

(2) 委託料は、精算払とする。

(3) 業務実施に当たり必要となる備品

ア 設備・機材は、特に指示がない限り、受託者が調達するものとし、その費用は全て見積金額に含めるものとする。

イ 業務により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに業務により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、平成20年厚生労働省告示第384号補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める期間を経過するまで、県の承認を受けずに業務の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 県の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

エ 業務により取得し、又は効用の増加した財産については、業務完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) データの受け渡し

ア データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等に要する費用については、全て受託者の負担とする。

イ データの受け渡しは、委託者の執務室において直接行う方法又はセキュリティ機能が付帯された配送方法とする。

6 再委託の制限

(1) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ県の承認を得なければならない。ただし、

契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。

- ア 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
- イ 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
- ウ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
- エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

(3) 県は、(2)の承認をするときは、条件を付することができる。

7 権利関係

(1) 業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権等について

- ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- イ 制作物に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて県に帰属することとし、制作物の作成に当たっては、他の者が所有する著作権の使用についてその者の承諾を得ていること。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
- ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8 情報等の取扱い

(1) 受託者は、業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

(3) 業務は個人情報を取り扱うため、受託者は一般社団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、若しくは同等の第三者評価を受けた法人であること。（申請中又は法人認定ではない資格（個人が有する個人情報保護士）は対象外とする。）

(4) セキュリティ体制

- ア データ保管場所の施錠
受領したデータは保管庫に入れて施錠し、データを格納しているサーバーを施錠できる作業場所に設置すること。
- イ 入退管理の徹底
各作業場への入室には、指紋認証等による入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。
- ウ データ持ち出しの禁止
(ア) 作業場への私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を実施することとし、作業に使用する端末は、インターネット回線等の外部回線とは接続しないこと。
(イ) 作業に使用する端末を保守点検する際にも個人情報の取扱いについては、最新の注意を払うこと。

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受託者は、業務の完了と同時に県に業務完了報告書（任意様式）を提出し、県の検査を受けるものとする。

11 合意管轄裁判所

業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

12 協議

受託者は、必要に応じて、県と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。
なお、詳細は打合せによる。

13 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項について、県と受託者が協議して定めるものとする。

別記

国民健康保険医療費等分析に係る業務分析項目

項目	分析等条件
基礎統計の分析	・レセプト件数、医療費、患者数、患者一人当たりの医療費、被保険者一人当たりの医療費、レセプト一件当たりの医療費等の状況分析を行うこと。
高額なレセプトの疾病傾向分析	・医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病の状況分析を行うこと。
疾病別医療費統計分析	・医療費の全体像と疾患構成を明確にするため、厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成すること。
人工透析患者及び糖尿病患者分析	・人工透析患者 血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。 ・糖尿病患者 腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病期階層化を行い、保健指導をすることにより効果が期待できる対象者数を算出することとし、糖尿病の病期階層化については、単に健診結果の数値だけでなく、レセプトの傷病名や診療行為、投薬の状況から可能な限り階層化すること。
健診異常値放置者分析	・健診受診しているが異常値があり、その異常があった検査値に対し、レセプトから関連のある治療や検査がない者の特定・分析を行うこと。
脳梗塞発症、再発予防分析	・過去に脳梗塞を発症し、再発する可能性のある被保険者又は発症歴はないが発症の可能性のある者の特定・分析を行うこと。
メンタル疾患発症予防分析	・メンタル疾患の発症状況の分析をすること。
COPD早期発見	・COPD患者の治療状況・潜在患者数、併存疾患の状況分析を行うこと。
薬剤併用禁忌分析	・分析対象期間における併用禁忌の発生状況、患者数を抽出し、また、併用禁忌となる医薬品を処方された者の特定・分析を行うこと。
ロコモティブシンドローム分析	・加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下したことで、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった支援の優先度が高い者の特定・分析を行うこと。
医科・歯科レセプトの連携分析	・レセプトから歯科疾患と生活習慣病等の分析を行うこと。
その他の分析	・上記の他、県国民健康保険データヘルス計画策定に資する分析可能な事項について提案し、この項目について、分析すること。
保健事業の費用対効果分析	・上記の分析結果を踏まえた必要な保健事業の内容及びその効果分析を行うこと。